

発表項目	宗谷合同庁舎内のスペースを活用した障がい者による授産製品の販売について (障害者就労施設等からの物品等の調達の推進)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、宗谷合同庁舎内で授産製品の販売が次のとおり行われます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日 時 : 令和5年(2023年)10月30日(月) 12:00~13:00 (どーナつが無くなり次第終了)</p> <p>2 場 所 : 宗谷合同庁舎 1階 道民ギャラリー (稚内市末広4丁目2番27号)</p> <p>3 販売者 : 法人名 社会福祉法人稚内木馬館 事業所名 多機能型障害福祉サービス事業所 手作り工房どーナつ</p> <p>4 販売品目 : 焼きどーナつ、はちみつ</p> <p>5 その他 : 令和5年度(2023年度)3回目の開催</p>		
参考	<p>【取組経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月に施行され、道においても法に基づき調達方針を定め、その推進に努めています。 ・宗谷総合振興局としても、その趣旨を踏まえ平成25年7月に「庁舎内での授産製品の販売等取扱要領」を定め、合同庁舎1階道民ギャラリー等を授産製品の販売等を行うスペースとして提供する取組を開始しました。 ・平成26年4月1日からは、合同庁舎1階道民ギャラリーで授産製品等の展示も行っております。 <p>【今年度の販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「手作り工房どーナつ」の宗谷合同庁舎での販売は、今年度3回目となります。 		

報道(取材)に当たってのお願い	障がい者への理解促進と社会参加の支援のため、幅広い周知をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	宗谷総合振興局保健環境部 社会福祉課長 吉良 裕一郎 TEL:0162-33-2979(内線:3800) 主査(地域福祉) 及川 栄光 TEL:0162-33-2573(内線:3812)		

手作り工房どーなつ

焼きどーなつ販売会

令和5年10月30日(月)

12:00~13:00

場所：宗谷合同庁舎

1F 道民ギャラリー

焼きどーなつ 単品(4種類)

はちみつ 各種

※どーなつ完売しましたら終了いたします。

社会福祉法人 稚内木馬館 手作り工房どーなつ

稚内市萩見4丁目11-6 ☎ 73-6011

庁舎内での授産製品の販売等取扱要領

第1 目的

北海道宗谷合同庁舎内に、障がい者が作製した製品（以下「授産製品」という。）の展示・販売（以下「販売等」という。）の場を設け、障がい者の社会参加と自立促進を支援するとともに障がい者への理解促進を図ることを目的とする。

第2 対象者

対象者は、宗谷総合振興局管内の障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）及び地域活動支援センター（以下「事業所」という。）とする。

第3 庁舎内での販売等

1 申請手続

(1) 北海道宗谷合同庁舎内において、授産製品の販売等を希望する事業所は、原則として販売等希望月の前月10日までに別紙1「北海道宗谷合同庁舎施設内授産製品販売等申込書」により、北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）あて申込むものとする。

(2) 申込みを受けた社会福祉課は、庁内関係課と連絡調整し、事業所に結果を連絡する。

(3) 社会福祉課は、実施に支障がない場合は、北海道庁舎等管理規則（昭和41年7月23日規則第86号。以下「規則」という。）第14条に基づく許可申請書を庁舎管理者に提出する。

2 販売等の品目、場所及び時間

(1) 販売等の品目は、授産製品とする。

(2) 販売等の場所は北海道宗谷合同庁舎1階正面玄関ロビー又は道民ギャラリーとする。

(3) 販売等の時間は、原則12時から13時までの間とする。

3 留意事項

(1) 庁舎の使用に当たっては、規則の規定に従うこと。

(2) 販売等は、支援員等の指導のもと障がい者自らが行うよう努めるものとする。

(3) 使用の前後に、社会福祉課担当職員に、販売等の開始又は終了の報告をすること。

4 その他

社会福祉課担当職員は、来庁者や庁内職員への案内・周知を行う。

第4 ショーケースでの展示

展示の場所は、北海道宗谷合同庁舎1階道民ギャラリー内にあるショーケースとし、展示を希望する事業所は、随時、社会福祉課に申し出ることとする。

1 展示するもの（例）

授産製品（現物）、製品容器、写真（製品写真や作業風景写真）、パンフレットなど

2 展示期間

（1）展示期間は4月から3月までの1年間を基本とする。

（2）社会福祉課は毎年3月頃に翌年度の展示の意向を確認することとし、引き続き、展示を希望する場合は1年更新する。

（3）事業所の希望により短期間での展示や、展示品の入れ替えも適宜可能とし、その場合、事業所はその旨、社会福祉課に申し出ることとする。

3 受領書の交付

（1）社会福祉課は、展示に際して授産製品（現物）を受領した場合は、事業所に別紙2「受領書」を交付する。

（2）展示を終了する場合、社会福祉課は、授産製品（現物）を事業所に返納し、事業所は別紙3「受領書」を社会福祉課に提出すること。

附則

この要領は、平成25年7月24日から施行する。

この要領は、平成26年2月13日から施行する。

この要領は、令和3年3月12日から施行する。